

平時からの所得再分配政策の必要性…  
アフターコロナを見据えて

高 松 慶 裕

一、コロナ禍における現金給付政策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は急激な経済ショックをもたらした。このような個人では回避不可能でその責任とは考えられない経済ショックによる所得低下に対して、一定の所得保障をすることは政府の役割として正当化されよう。コロナ禍においてはわが国においても前例のない規模の現金給付政策が実施された。本稿では

特に個人向けの現金給付政策について注目したい。

コロナ禍の個人向けの現金給付政策としては、特別定額給付金と子育て世帯への臨時特別給付があげられる。特別定額給付金は住民基本台帳に記録されているすべての者に対して一律一〇万円を給付するものであった。令和二年度第一次補正予算に計上された特別定額給付金の事業費は一二兆八、八〇二億九三百万円であった。特別定額給付金の給付済み金額は令和三年三月三一日時点で一二・六七兆円であり、これは各市区町村における

給付予定金額の合計の九九・七％であった<sup>(1)</sup>。また、子育て世帯への臨時特別給付は、〇歳から高校三年生までの児童を養育する世帯主の年収が約九六〇万円までの世帯を対象に一〇万円を給付するものである。①先行給付金（五万円）と追加給付金（五万円）の組合せ、②先行給付金（五万円）とクーポン給付（五万円相当）の組合せ、③一括給付金（一〇万円）、の中から自治体が地域の実情に応じて選択して実施する。予算額は令和三年度新型コロナウイルス感染症対策予備費と令和三年度第一次補正予算より一兆九、三七三億円となっている<sup>(2)(3)</sup>。

本稿ではこのような個人向けの現金給付政策の論点と課題について取り上げ、平時においても現役世代の支援を必要とする世帯に対する現金給付を行えるような所得再分配の仕組みを構築するための私見を述べたい。

## 二、現金給付のあり方・普遍主義的な給付と選抜主義的な給付

そもそも現金給付政策は普遍主義的なものと選抜主義的なものに区分することができる。普遍主義的な現金給付は所得制限等を設けず、対象者を幅広く設定し給付するものである。全国民を対象に個人単位で無条件に所得保障するといったベシク・インカムとよばれる政策はこちらに該当する。後者の選抜主義的な現金給付は、所得制限等で給付対象者を絞り込み支援を真に必要とする者へ重点的に給付するという考え方である。資力調査を用いる生活保護制度はこちらに該当する。

コロナ禍における現金給付政策は当初、選抜主義的な現金給付政策として生活に困っている世帯に対して三〇万円を給付する生活支援臨時給付金

(仮称)として制度設計されたが、生活困窮者へ重点的に給付するための制度構築が困難と判断し、コロナウイルスの感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うという観点から全住民を対象とする普遍主義的な特別定額給付金に変更されて実施された。子育て世帯への臨時特別給付は、子育て世帯に対象を限定し、年収制限もあるため、特別定額給付金よりも選抜主義的な現金給付政策といえるが、特別定額給付金の制度設計時の問題は解決されておらず、児童手当制度の枠組みを利用したブッシュ型の給付と高校生以上の児童については申請によるものを組み合わせる形になった。

### 三、給付付き税額控除

わが国のコロナ禍以前からの所得再分配政策の

問題点は、所得再分配や給付が高齢者世代に偏っており、働くことのできる現役世代の低所得者に対する支援が皆無であることであった。ワーキング・プアや子どもの貧困といった問題も注目されてきたが、最後のセーフティネットとしての生活保護制度が機能しているとしても、それよりももう少し上位の（すなわち生活保護に至る以前の）所得支援政策が存在しない。このような現役世代の低所得者に対する現金給付政策を採ってこなかったことから、急激な経済ショックによる家計の所得急減をリアルタイムで把握し給付する方法や要所得支援者の情報等（例えば対象者の金融機関口座の情報）を持ち合わせていなかった。

諸外国における低所得者に対する所得支援政策としては、給付付き税額控除制度が知られている。これは所得税上の税額控除として家計の算出税額から控除しきれなかった部分を還付する方

法や単に手当として給付する方法があり、各国ごとに異なる。<sup>(4)</sup> またその目的も就労インセンティブを与える勤労税額控除、子育て支援としての児童税額控除、消費税逆進性対策の税額控除など多様であるが、勤労税額控除を念頭に多くの制度で共通する部分としては、子どもの数などの世帯構成、所得額や労働時間の増加によって控除（給付）額が変化することで就労インセンティブを与えるように制度設計されていることがあげられる。<sup>(5)</sup>

筆者は現在の日本の財政状況を踏まえると、対象者を絞り支援を真に必要とする選抜主義的な現金給付による所得再分配が望ましいと考える。そして、給付付き税額控除のような現役世代で支援を必要とする低所得世帯に対して就労インセンティブを与えながら給付する仕組みを平時より導入する必要があるのでないだろうか。<sup>(6)</sup>

#### 四、平時の現金給付政策の制度設計

以下では、コロナ禍の現金給付政策が改めて明らかにした課題を踏まえつつ、アフターコロナに向けた平時の所得再分配政策としてどのような制度設計が望ましいかを指摘したい。第一に、所得をリアルタイムで把握することである。今回の子育て世帯への臨時特別給付（したがって児童手当も同様である）における世帯主の所得把握は前年所得が基準となるため約一年前の情報に基づくことになる。しかし、家計の急変による経済状態の悪化は一年前の情報では古すぎるであろう。英国の「リアルタイム情報システム」の例を踏まえれば、企業が給与支払い時に源泉徴収とともにシステムに給与所得者の所得情報を登録することで、

直近の所得情報で給付額を判定することも可能である。企業側の負担を考慮して個人で自身の給与所得情報を登録することも考えられる。例えば、毎月の給与明細等をアップロードする形（スマホで自動入力または給与明細の電子化）で勤労所得を把握することも考えられる。令和三年分より一定の所得に関する源泉徴収票についてはスマートフォンで読み取ることと直接入力することなく確定申告を行えるようになったことを踏まえれば、実現可能性は低くないはずである。このようなりアルタイムの所得情報で暫定的な現金給付を年数回に分けて行い、最終的には暦年所得で給付額の確定と調整を行えばよい。

第二に、これらの個人所得をマイナンバーを通じて合算し、世帯単位で把握することである。子育て世帯への臨時特別給付のように世帯主の年収を世帯所得の代理指標とするのは不公平である。

世帯の合計年収が同じ一、〇〇〇万円だったとしても、年収が五〇〇万円ずつの共稼ぎ世帯は受給できるが、世帯主の年収が一、〇〇〇万円では受給できないといった問題が発生している。世帯数として専業主婦（夫）世帯よりも共働き世帯の方が多くなった現在では、所得再分配のための所得把握は世帯単位で行われるべきである。さらに、扶養児童の情報も登録することで世帯規模により給付額（控除額）を変化させることもできる。

最後に、現金給付は申請型ではなく、プッシュ型で行うことである。所得再分配や現金給付の問題点の一つとしてステイグマの問題がある。このステイグマの存在により、本来は受給要件を満たしているにも関わらず給付申請をためらうことがある。普遍主義の利点はこのようなステイグマがないことであり、特別定額給付金も各市区町村の努力もあり高い給付率となった。これは本来ほと

んどすべての個人が給付金を受給したいと考えていることを示している。そこで、申請により給付を決定するのではなく、各世帯は受給申請の判断をすることなくリアルタイムの世帯所得により自動的に給付額を決定し、プッシュ型で給付を行うべきである。このようなプッシュ型により給付を迅速に行うためには、世帯の保有する金融機関口座の一つをマイナンバーとともに登録してもらう必要がある。これは令和四年春以降に公金受取口座登録制度として、マイナンバーでの金融機関の口座登録が開始される予定である。上記登録申請はマイナンバーカードの取得促進に向けたマイナポイントの付与対象にもなっているが、恒久的な現金給付政策が導入されるならば、金融機関の口座登録には強いインセンティブがあるであろう。

このような現役世代の低所得者向けの給付付き

税額控除制度を整備しておくことは、就労インセンティブを確保しつつ所得格差を是正することにもつながる。さらに、次なる感染症や自然災害を含めたマクロ経済ショックが発生した際の迅速な対応をも可能とする。アフターコロナ時代においては平時からの現金給付政策の導入が望まれる。

(注)

- (1) 総務省HP「特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）」[https://www.soumu.go.jp/menu/seisaku\\_gyounukani\\_sonofa/covid19/kyufukin.html](https://www.soumu.go.jp/menu/seisaku_gyounukani_sonofa/covid19/kyufukin.html)
- (2) 内閣府HP「子育て世帯への臨時特別給付について」<https://www5.cao.go.jp/keizai/kosodateasetalkyufu/index.html>
- (3) 令和三年度第一次補正予算では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金も盛り込まれている。これは、住民税非課税世帯等に対して、一世帯当たり一〇万円の現金を給付するものであり、一兆四、三三三億円の予算が計上されている。
- (4) 諸外国の給付付き税額控除制度については、森信茂樹編

平時からの所得再分配政策の必要性：アフターコロナを見据えて

著(二〇〇八)『給付つき税額控除―日本型児童税額控除の提言』中央経済社、や鎌倉治子(二〇一七)「諸外国の就労促進・子育て支援等のための税制上の措置―所得課税に関連して―」『レファレンス』No.795, pp.103-119, などが詳しい。

(5) 給付付き税額控除の代表例として知られる米国EITC(勤労所得税額控除)では、世帯所得に応じて、所得が増加すれば控除額も増加する逓増段階、所得が増加しても控除額が一定の定額段階、所得の増加とともに控除額が減少する逓減段階が設けられている。

(6) 本稿では紙幅の関係から割愛するが、給付付き税額控除の制度設計においては低所得者だけでなく、求職者(特に雇用保険の失業等給付の受給期間が終了した者や受給資格を持たない者)への支援も考慮する必要があるであろう。

(たかまつ よしひろ・明治学院大学経済学部教授  
当研究所客員研究員)